

(様式第1号)

平成19年度 第5回 芦屋市社会教育委員の会 会議要旨

日 時	平成20年1月24日(木) 14:00~16:00
場 所	北館 4階 教育委員会室
出席者	議長 花木 義輝 委員 安東 由則 委員 野原 三恵子 委員 信岡 利英  事務局 教育長、社会教育部長、同次長、 生涯学習課主査、同主事
会議の公表	公 開                      非公開                      部分公開  <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

花木議長 それでは、ただ今より第5回の委員会を開催いたします。  
社会教育登録団体について事務局から説明をお願いします。

西川主事 12月に新規に社会登録団体を募集しましたところ5団体の申請があり、いずれも条件を満たしておりました。この申請内容で2月1日に教育委員会に諮る予定です。

社会登録団体の登録数としては402団体でしたが今回のこの5団体の登録が認められますと407団体になり内訳はPTA12団体 青少年22団体 スポーツ147団体 芸術36団体 芸能・音楽58団体 教養・学習65団体 女性5団体 コミスク16団体 その他46団体です。

川崎次長 この5団体のうち「芦屋健康マージャン同好会」は平成17年5月に設立され健康をマージャンで促進し、高齢者の仲間づくりを目的としています。  
会員数は12人うち女性が7人で60歳以上男女を問わないということです。  
主に集会所や老人ホームを利用し、健康のためにマージャンを行っています。

会則として「飲まない・吸わない・賭けない」を厳守し大声を出したりまわり  
に迷惑をかけないこととしています。高齢者の仲間づくりの手段として活動し  
ている、ということをおきします。

花木議長 他になにかご意見・ご質問はありませんか？

野原委員 1番の「リレー・フォー・ライフ関西実行委員会」はどのような団体ですか？

川崎次長 この団体は平成18年の設立で芦屋のガン患者の支援をしています。会員は2  
0人で活動内容は、去年総合運動公園で開催したりレーフォーライフに参加し  
ていますし、それ以外の活動として阪大の市民公開講座、チャリティーウォー  
ク、ガンフォーラムの開催などで平成20年度も同じように活動する予定です。  
PRとしてはガンと戦う患者に勇気と希望を与え社会全体でガンに取り組んでい  
く運動をしています。イベントなどで得た収入を日本対ガン協会寄付したりし  
ています。

野原委員 5番の「NPO アスロン」はどんな活動をしていますか？

川崎次長 これは NPO 法人でして平成17年2月に設立され、体育教室・かけっこ教室・  
体操教室というようなことを行っています。会員数は59人です。平成18年  
の夏にアスロン東住吉川緑地で幼児・小学生108名を集めてそういう教室を  
行っております。年間8回ほど登録コーチの研修会、スポーツコーチの派遣な  
ども行っています。平成19年度の事業として幼児・小学生を対象に少人数制  
の体育教室陸上競技、サッカーなどのスポーツ活動されています。

野原委員 代表者が須磨区在住ですが、活動場所は芦屋ですか？

西川主事 代表者の住所は市内に限定していませんが主な活動場所は市内となります。こ  
の場合は前年度までは神戸市とかもあります今年度からは芦屋の活動拠点が  
中心です。

野原委員 この方たちは自動的に体協の団体になるのですか？

西川主事 スポーツ団体は139団体です。そのうち体協関連の団体は22団体です。  
それ以外の団体はここの登録団体として活動しているということです。

花木議長 体協加盟団体であれば指導できると思いますが、加盟されていなければ、でき  
ないと思います。

信岡委員 前回に近隣市の社会登録団体数を調査されていたと思いますが、社会登録団体  
として約400団体もの登録があるのは芦屋市だけなんです、おそらく多くの  
団体が多少料金が安くなるなどで登録していると思いますが非常に煩雑です  
し、使用料金を下げるなどして一部のもの以外は他市のように登録制度・登録  
数を減らしてしまうというほうが後々のことも含めてやりやすいのではないか  
と思います。平等に値段を下げて利用しやすいのではないですか。

松本部長 社会登録団体は三割の使用料が減免になります。従来芦屋市では公民館が原則、  
使用料が無料だったのですが有料化を導入するにあたり、各市が無料のところ

社会登録団体は三割減免にしたという経緯があります。それで多くの団体が登録するようになったということです。ですから社会教育法という社会登録団体の定義は各市さんに比べるとちょっとスタートの時点の考え方が違います。尼崎や西宮ではスポーツ関係団体は体育協会に加盟し協会が一元して登録を行っています。登録の基準作りをしましょうという提案をいただいておりますので今年度から20年度にかけて一定の基準を考えてみたいと思います。

花木議長 スポーツ系の団体は体協に加盟している団体にしても県の場合でも一定期間の実績を踏まえて許可しています。加入を希望し掲示してもらった上で許可しています。

川崎次長 いろいろ意見をいただいているので次の3年目の時には見直しを検討してみます。料金面でも3割減免などのメリットがなければ数が減るかも知れません。現在の規則でいくと芦屋市民で活動しているのが市内ということになると許可せざるを得ません。

川崎次長 スポーツ関係では体育協会が一元化しているような形で認定しているものもありますが文化関係にはありません。例えばPTAに関しては各学校のPTAごとに登録していましたが生涯学習課が管轄している団体でもありますので各学校のPTAをPTA協議会としてまとめることにしました。

松本部長 21年の登録時に新たな基準に基づいてやっていきたいと思います。施設が3割減免で使用できるということ以外に登録団体でないと市の広報に記事を載せられないということもあります。

野原委員 例えば登録団体に半年に1回活動レポートの提出依頼を行って、提出できない場合は登録を検討するということを実施してみてもどうですか。登録時に1回やるだけで2年3年ノーチェックでは課題が残ります。

安東委員 尼崎・西宮の団体を見ていると確かに芦屋とは全然違います。これだけを変えたほうが良いでしょう。

入り口を閉めると多分締め出される団体がでてくるでしょう。同じような活動の団体があると思いますのでご相談してくださいというようにするのもひとつの方法だと思います。入口を広くしすぎています。

松本部長 社会登録団体に寄付を受ければ全額控除になるらしいです。ただし、その国税庁の基準が非常に高いので本市の社会登録団体の考え方とは少し違います。だから社会登録団体という名称を使うことが良いのかという問題があります。体育協会のようなだけのものでしょうか、小さな団体にも利便を図るために増やしていったという経緯があります。

川崎次長 次回登録の時にご意見を頂いて基準を明確に行いたいと思います。その上で今まで登録していた団体も結果的に登録出来なくなるということも起こります。他市に比べてあまりにも登録数が多いように思いますので精査していきたいと

思います。

花本議長 新しい規則というのはいつ頃までに出来るのですか？

川崎次長 次回が21年8月で広報の6月1日号に載せますのでそこで次回はこういうふうに登録団体の規則が変わることを現在登録している団体には早めに通知しなければと思います。

松本部長 当会議での基準作りを経て、教育委員会で規則改正を行いたいと思います。

花本議長 議題2について事務局から説明をお願いします。

川崎次長 18年度の決算は指定管理になってからの決算、17年度は市直営での決算ですが、といいましても芦屋市文化振興財団に運営委託しておりましたのでその決算になります。例えば海浜公園プールについて平成17年度は芦屋市に入ってくる収入が563万1千円で管理運営費が811万円、人件費は芦屋市文化振興財団に補助金として2億円ほど支払っていた中から710万円です。従って芦屋市への収入は563万1千円、支出は人件費を含め1,521万円で957万9千円足りない分は市費を投入したということです。

18年度は指定管理者になっていますので、料金収入は指定管理者の収入になりますので市には入ってきません。そのかわり支出についても市は出しませんので0で市費の投入は無いということになります。

朝日ヶ丘公園プールも同様に平成17年度は1,200万ほど税金を費やしていますが、平成18年度は指定管理者になっていますが別に委託料を市が払っていますので差し引きは指定管理者制度になる前とほとんど変わっていません。体育館も同様でほとんど変わらず、谷崎記念館は差し引き680万ほど市費から使っています。

指定管理者制度になってどんな効果があったかは、いづれも民間の知恵を取り入れて市の範囲ではできないようなことも実施できています。

現在は指定管理者ではないが、これから導入を考えた場合どんな課題があるか。対象となるのは美術博物館・図書館・公民館で現在市の直営です。

美術博物館の場合、博物館法というものがあって博物館には学芸員を置かなくてはなりません。そしてその運営には長期的な展望が必要です。指定管理の受託者は期間が決まっていますので長期的に見て大丈夫か？途中で受託者が変わる可能性もあると思います。

指定管理者制度は民間の知恵を取り入れますが、料金にしても市の場合はなるべく安い料金で設定しますが指定管理の場合は出て行くお金との兼ね合いを考えて受け入れ先の運営が成り立つようにコスト重視も必要です。大事な資料収集が出来ないという恐れも起きてきます。

図書館の場合、図書館法では料金を取ることを禁じられています。指定管理者がいくら努力して入館者を増やしたとしてもお金は入ってきません。料金を取

れない中で他にどのようなサービスが考えられるかといことがあります。また、図書館の場合は教育体制の面で他の図書館との連携が必要です。指定管理者になった場合それが引き継がれるかどうかは疑問です。

公民館の場合、地域住民の活動拠点となっていますのでコスト面を前面に押し出すのは問題があります。地域の公益性・公共性も考えなくてはなりません。さらにはこの3つの建物には「館長」を置かなくてはなりません。市の運営ならば市職員が館長になりますが指定管理者の場合はどうするかというのも課題です。

社会教育施設の中にも指定管理者制度になじむ施設となじみにくい施設があります。スポーツ関係などはサービスが良くなって利用者が増えれば料金収入も増え、比較的なじみやすいと思います。美術博物館も入館者が増えれば料金収入が増えますので運営しやすくなるでしょう。図書館は入館料金がありませんので運営は難しい、公民館も地域との密着性を考えるとなじみにくいと思います。

以上が行政から見た課題ですが、民間からみればまた違う課題もあるかと思えます。

本日は各施設の担当課長が来ておりますので、ご質問があればお願いします。

野原委員 西宮市での会議の時に公民館が民営化されたところを見に行ったという話を聞いたのですが現実に民営化された公民館を見てどうでしたか？

竹内課長（公民館館長）

彦根市のことだと思います。全国的に見てもまだ民営化しているところは少ないです。彦根市のNPOの話にしても、そのやり方そのままが良いのか、芦屋でできるかどうか疑問があります。

信岡委員 公民館の場合、他市から羨ましがられるのは芦屋川カレッジです。たて・横のつながりがずっと持続していて、これは芦屋だから出来る、小さい市だから出来るという条件的なものがあります。地方自治体に勤めている友人が言うのですが、狭い所で町村合併があるとそれぞれが持っていた施設が重複していることが多い。しかし持っていた施設を廃止したら当然反対が出ます。削る訳にいかないから一応民間にやらせているという話を聞きました。

野原委員 美術館についてですが先日安宅の美術品を持っている東洋陶磁美術館の館長と話す機会があったのですが、入館料は500円だそうです。運営は火の車ですがあそこはもともと三井住友銀行が付いていて、困ったときには助ける体制があるので何とか持っていますとのことでした。それを聞いてとても難しいなぁと思いました。民間にしても倒れたら貴重な美術品ですし、市がかかえても火の車なので非常に難しい。プロ中のプロのプレゼンターにでもプランをたててもらいたいです。

最近の美術館の企画は前と変わっていませんか？

こういう資料が欲しいというときにインターネットで美術品で検索しても芦屋美術博物館というのは出てこないのです。芦屋市立図書館のサイトは充実していると思いました。

三好課長（美術博物館副館長）

インターネットで館蔵品を紹介することが出来れば良いのですが運営がなかなか固まらず中途半端な状態です。

松本部長 美術博物館のインターネット美術館は本市のような状況の中では資料を整理して公開できる体制を取るのが難しいです。図書館の場合はそのインターネットの事業が整備しています。阪神間の図書館で相互の連携ができています。

大西課長（図書館長）

芦屋の図書館になくても他のたとえば国会図書館にでもあれば借りられます。

野原委員 図書館が公的なものだったのでできたのですね。

美術館の方は逆に民間のものも相当あるので連携が難しいということですか？

三好課長（美術博物館副館長）

美術館同士での貸し借りはあります。公立館同士のほうが借りやすいのは事実です。

松本部長 美術館・図書館に関しては平成21年度から、公民館・市民会館は平成22年度から民営化にすると行革の中ではあがっています。ただし、美術博物館・図書館の指定管理者に手をあげてくれるところがあるかどうか心配です。他市の中には一旦民営化して又直営に戻しているところもあります。いろいろと検証しなくてはいけない部分もあります。

この3つの中では公民館が馴染みやすいとは思いますが、生涯学習の拠点でもあるので慎重に行きたい。本日欠席の樋口委員からは民間のこんなノウハウがありますよという意見もいただいています。

野原委員 ルナ・ホールが2月から改修に入りますね。あれは市の予算ですか？

松本部長 そのとおりです。市民会館・市民センターの改修については財団を精算した際の剰余金を使わせていただくということでやっていますが、新たに耐震補強が必要となり、その剰余金だけではまかないきれない金額になっています。本館は平成20年度に改修計画をたて、平成21年度に改修しようとしています。

川崎次長 平成22年は市制70周年になりますのでそれに向けて改修工事をやっております。1月末から3月初めにかけてルナ・ホールを改修します。特に女性トイレは真ん中に洗面所を設けるアイランド方式です。パウダールームもあり美しくしました。男性トイレはあまり変わっておりませんが。

平成21年度に耐震工事を兼ねて本館を改修し、70周年の平成22年にオープンします。

三好課長（美術博物館副館長）

美術館で黒字のところはありません。料金収入だけでは成り立っていません。サンケイ新聞が何年か前に全国の県立美術館を調査したときには15%くらいが入場収入で平均点でした。よほど人気のある展覧会でも保険・運搬料に費用が掛かり黒字は難しいです。芦屋の場合は10%に満たないのでもう少し努力が必要だと思っています。

安東委員 職員で美術館に働いている方で本採用とアルバイトは何人くらい居るのですか？

三好課長（美術博物館副館長）

市職員は私1人です。市での雇用でアルバイトが1人とNPOの職員が常時6人いて管理運営をしています。

安東委員 美術博物館というのは民営にしても人件費的なことはあまり変わらないですね。

野原委員 美術博物館と図書館というのは教育現場よりも積極的な育成をする部分がありますので民間には委託できない部分がありますね。ここに関しては難しいと思います。

三好課長（美術博物館副館長）

学校相手に授業をしている部分もありますし、生涯学習・教育普及もやっています。民間の業者でやっていけるのか、資料を適切に管理してもらえるのが気になります。

大西課長（図書館長）

個人情報管理についても、管理できない可能性があります。これを民間に委託してしまうのは図書の購入にしても収益面を考えれば人件費削減になりますがそれも疑問ですし、図書を割安なものばかり買うのもそれで市民のレベルが維持出来るか非常に難しい一面を持っています。

野原委員 どうこうする前に私は美術博物館が変わりはじめていると考えているので市のものでもこういうことが出来るというPRが必要です。たとえば小・中学生を団体の教育機関としてもっと受け入れてPRするとか。行政が市にも出来るというところを見せて欲しい。出来る可能性があれば一度やってみて欲しいです。

野原委員 有名な作品があるのに市民が見れない。何が出来るのかというのはまだ、突き詰める余地があると思います。

三好課長（美術博物館副館長）

館蔵品の中では具体の作品を展示することが多いのですが、それ以外の作品もたくさんあります。風景画など今後きっちり見せていく努力をしているところです。ホールではコンサートもやっています。学校教育では小学校3年生を支援して、子どもが学校から離れて体験学習をしています。ボランティアに昔遊びを教えてもらい、昨年は2月に市内の半分の小学校3年生が体験しました。

また3月には造形教育展を開催し、4,000人程の入館者がありました。初めて美博に来たという保護者もいて、今まではそれすらも受け入れてこなかったのですが徐々に変わりつつあります。

花木議長 ご質問はありますか？

以上で本日の議題は終了しました。

花木議長 先日阪神南地区社会教育委員協議会・研修会が開催され尼崎・西宮の社会教育計画の答申が説明されました。当委員会ではまだそこまでは出来ていませんが、今年は結果が出せるようにしたい。委員だけが集まる機会が年間十数回集まってやらないと委員の役割を果たせない。ということもあります。ご協力をよろしくをお願いします。

川崎次長 平成19年度の社会教育委員の会議はこれが最終です。あとは3月議会があります。来年度の社会教育委員の会議は5月の連休明けくらいを考えております。

松本部長 答申提言の関係、社会教育施設はこうあるべきという提言をいただけるのですか？提言いただけるのであれば、手順としては条例改正・指定管理者の募集・業者選定という流れになりますので、今決まっているのは現に指定管理を行っている業者の新たな対応と今後新たにする場合には6月議会で条例改正をする必要があります。たとえばこの施設については指定管理者制度を導入するべきでないとか。そういう提言が出るのであれば我々教育委員会も対処しなくてはいけないし、最終的には市の行革のなかで条例は市長が提案しますので教育委員会との協議のなかでどうしていくべきかということになります。

指定管理者制度が平成21年度からとなれば平成20年度の6月で終わって9月までの作業と9月から12月までのスケジュールが決まってきます。指定管理者制度の提言をいただくとすれば、5月には案をかためておかななくてはなりません。

川崎次長 社会教育法では諸計画の立案というのがあります。こうして諮問して意見を伺って条例を作るに当たって参考にさせていただきます。時間をかけて1年ぐらいかけてやるとか回数をこなしていかなければ形にするとなると議論していかなくてはなりません。

花木議長 今年来年のことでなくても前向きにやっていかないと意見交換だけで終わるとするのはよくないと思います。我々が話し合ったことが、どこでどうまとめて届いて話し合われているのかわかりませんから。

松本部長 平成15年度 of 社会教育委員の会議からこうして経緯が出ています。ですからこういう指定管理者制度とか社会登録団体についての定義をいただいてそれを教育委員会の方で生かしていくというようにやっています。

野原委員 以前から私たちが当会議で審議してきたことがどう生かされているのかな？と



いう疑問はありました。西宮・神戸も最近はちゃんとしてものを作り始めましたが、こんなもの芦屋はとっくの昔にやっていると思う部分も多いです。任期の間、何を言いどう解決されていったか文字になったものを作って欲しいというのが本音です。

松本部長 社会教育委員の会議という冊子を作っています。今はちょっと途切れていて残念なんです。

花木議長 社会教育委員が何をやっているのかが解らないという人が多いので資料で示すのが良いと思うのです。

松本部長 1年という期間でテーマ決めて議長と調整させていただきたいと思います。

川崎次長 来年度の1回目は今年の取り組み、今年目標をテーマで決めて後で見たときに形になるようなことを残せたらと思います。次回のときにテーマ的なことを決めて進めていきたいと思います。

松本部長 上期に関しては登録団体の一定の基準ということで考え方をまとめてお願いしたいと思います。

閉会